

令和6年度第3回江別市成年後見制度利用促進協議会議事録（要点筆記）

日 時	令和7年2月19日（水） 午前10時30分から午前11時20分まで
場 所	野幌公民館視聴覚室
出席委員	林 恭裕、小泉 純、大桃 涼輔、菅 しおり、森田 弘之、白石 ゆかり、鹿島 聡美（7名）
欠席委員	なし
事 務 局	健康福祉部長 岩淵 淑仁、健康福祉部次長 四條 省人、 介護保険課長 星野 崇志、地域支援事業担当参事 山本 彩子、 障がい福祉課長 鈴木 知幸、障がい福祉係長 飯塚 修義、 地域支援事業担当主査 竹本 真祐、高齢福祉係長 川合 彩、 同係主任 松居 早織（9名）
受 任 者	江別市成年後見支援センター長 佐藤 貴史、同センター次長 川口 圭太、 主任相談支援員 平塚 巧也、相談支援員 杉村 錬、成田 茉樹（5名）
傍 聴 者	なし
議 事	(1) 報告事項 ア 令和6年度中核機関の運営状況について（令和6年9月末まで）【資料1】 イ 令和6年度中核機関の受任調整等の状況について（令和6年9月末まで）【資料2】 ウ 第2期江別市成年後見制度利用促進基本計画について 【別冊】

議事概要

○星野介護保険課長

それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。本日はお忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。事務局の江別市健康福祉部介護保険課の星野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは以降、林会長の進行により、本会議を進めさせていただきます。林会長、よろしくお願いいたします。

○林会長

それでは、ただ今から、令和6年度第3回江別市成年後見制度利用促進協議会を開会いたします。本会議の成立及び諸連絡について、事務局からお願いします。

○星野介護保険課長

まずは、本会議の成立について、ご報告いたします。江別市成年後見制度利用促進協議会の組織及び運営に関する要綱の規定により、委員の半数以上の出席がございますので、会議が成立していることをご報告いたします。

続いて、本会議の設置目的についてご説明いたします。本会議は、中核機関の円滑かつ適正な運営を図るため、委員の皆様から専門的な意見をご提示いただく場であります。

中核機関の運営等について、各委員の立場からご助言をいただきますよう、お願いいたします。また、本会議の議事録ですが、各種審議会などの議事録は、市のホームページ上で公開することとなっており、本会議の議事録においても同様の取扱いとなります。

議事録は発言の趣旨を保った上で事務局において要約し、その後、確認のため皆様に送付さ

せていただき、必要に応じて修正した後に公開いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

続いて、本日の資料を確認いたします。資料については、次第及び資料１・２、別冊資料のほか、委員名簿・座席表を配付しております。不足のある方は、事務局までお申し出ください。

○林会長

それでは、次第に基づき、順次進めてまいります。

次第２議事(1)報告事項のア「令和６年度中核機関の運営状況について（令和６年９月末まで）」、事務局から報告をお願いします。

○川合高齢福祉係長

それでは資料１をご覧ください。

項目１「相談等の状況について」ご報告いたします。令和６年４月から９月末までの実績について、(1)「のべ相談件数（相談者別）」は総件数で444件、うち新規相談件数は78件となります。

次に、(2)「実相談件数（相談方法別）」は76件、(3)「相談件数（相談内容別）」は130件となります。

今年度の傾向として、のべ相談件数が前年度の同時期よりも100件以上多くなっております。

また新規件数は、９月末時点では、横ばいまたは微増傾向になっておりますが、成年後見支援センターや市担当としては、新規件数が10月以降も増加傾向だと感じております。

継続件数の増加は、案件によるところが大きく、内訳として関係機関からの相談が最近増えております。詳細は、後程２頁でご報告いたします。

次に、項目２「支援等の状況」についてご報告いたします。

(1)「申立ての状況」について、こちらは成年後見支援センターが申立てに関わった件数となります。令和６年９月末までの市長申立ての件数は、後見類型が１件となります。こちらは、センターから市に市長申立ての要請があった件数となります。

なお、参考として、下記に市が家裁へ申立てた件数を記載しており、後見類型が２件となります。この２件は、昨年度センターから市に要請があったものです。

次に、本人申立ては保佐類型が３件、補助類型が１件、親族申立ては後見類型が２件、保佐類型が２件となります。辞任・選任申立ては、後見類型が１件となります。

(2)「活動状況」について、成年後見支援センター職員の活動件数が255件、後見支援員の活動件数が118件となります。内訳は３頁に記載しております。

次に(3)「支援対象者の状況」について、高齢者が10件、障がい者が３件となります。

引き続き２頁をご覧ください。

項目１「相談等の状況」について、(1)「のべ相談件数（相談者別）」の内訳は、「②親族」が72件と最も多く、次いで「⑨介護施設等」が70件、「①本人」が63件となります。

先程お伝えしましたとおり、今年度の傾向として関係機関からの相談が増えており、例えば「⑧居宅介護支援事業所」や「⑨介護施設等」など介護関係者から相談が増えている状況です。

また、「⑮その他」では民間の葬儀会社や不動産会社などからも問い合わせが増えているところ です。

続きまして、(2)「相談件数（相談内容別）」について、「①法定後見」が67件と最も多く、次いで「⑦財産管理」が21件、「⑧身上保護」が13件となります。

次に３頁をご覧ください。項目２「支援等の状況」について、(1)「申立ての状況」は先程申し上げましたとおりとなります。

(2)「活動状況」について、成年後見支援センター職員は「②財産管理」が120件と最も多く、次いで「⑤介護・障がい関係者からの相談対応」が58件、「③各種契約、手続き等」が49件となります。

後見支援員については、主に「⑥定期訪問・支援」が115件となります。

(3)「支援対象者の状況」については、資料のとおりです。

次に4頁をご覧ください。項目3「その他の活動状況」について、(1)「市民後見人フォローアップ研修」は年2回開催しており、昨年6月13日に1回目を開催、23名の方にご参加いただきました。

講義内容については、長年障がい者支援に携わっている成田智弘氏を講師にお迎えし、障がい者福祉制度を利用した場合の申請からサービスまでの具体的な流れや、事例を通して精神疾患のある方への症状に応じた支援方法や、意思決定支援などを学びました。

参加者からは、障がいのある方への具体的な支援を知ることができて勉強になったと好評でした。

次に(2)「江別市成年後見制度地域連携ネットワーク協議会」について、昨年7月17日に開催し、17名の方にご参加いただきました。

講義内容については、成年後見支援センターの相談状況等をご報告したほか、社協の任意後見制度をご紹介しました。

また、意見交換として、事前に参加者から寄せられた質問、例えば身寄りのない方への金銭管理や死後事務は、日頃参加者の皆さんが対応に苦慮されていることもあり、センターや関係機関での具体的な対応事例を情報共有しました。

参加者からは、日頃の悩みを共有できて本当によかった、勉強になったと大変好評でした。

以上で資料1の報告は終わります。

○林会長

どうもありがとうございます。今の報告についてご質問等ございますか。

○菅委員

2頁の「のべ相談件数」で「⑫弁護士・司法書士、社会福祉士等専門職」が45件とのことですが、大体の内訳を教えてくださいと思います。

○平塚主任相談支援員

内訳は、申立て支援をしている方が対象になるので、大体司法書士さんが多いです。

○菅委員

わかりました。

○林会長

他になれば、報告事項のAは終わりますがよろしいですか。

それでは、報告事項のイ「中核機関の受任調整等の状況について」事務局からお願いします。

○成田相談支援員

それでは、「中核機関の受任調整等の状況について（令和6年9月末まで）」ご報告いたします。受任調整会議は、令和6年8月5日に開催しており、案件は2件となります。

1人目が、90歳女性在宅の方で、長谷川式が23点以上となります。概要としては、生活保護の受給・婚姻歴はなく、疾病は認知症・緑内障・視力障がい・老視・骨粗しょう症・腰痛症・座骨神経痛・難聴があり、診断書類型は保佐となります。

協議結果は、制度利用が適当、申立方法が本人申立、後見人等が法人受任（社協）となり、現状は社協法人後見となります。

2人目は38歳男性、身体障がい者向け賃貸住宅にお住まいの方で、長谷川式が22点となります。生活保護・婚姻歴はなし、疾病は右皮殻出血・高次脳機能障害、身体障がい、診断書類型が

保佐となります。

協議結果は、制度利用が適当、申立方法が本人申立、後見人等が法人受任（社協）、現状が社協法人後見となります。

次に6頁をご覧ください。項目2「成年後見等の受任状況（令和6年9月末時点）(1)「受任状況」について、法律職が1件、福祉職0件、その他専門職が2件、社協が3件、市民後見人が1件となります。

参考として、社協受任の内訳が、後見類型で認知症が8件、知的障がいが3件となります。

また、保佐類型では認知症が7件、知的障がい1件、精神障がい2件、補助類型では認知症が2件となり、合計23件となります。

また、市民後見人の受任内訳について、後見類型で認知症が3件、保佐類型で認知症が1件、合計4件となります。

資料2の報告は以上となります。

○林会長

どうもありがとうございました。よろしいですか。

それでは次に進みたいと思います。報告事項のウ「第2期江別市成年後見制度利用促進基本計画について」、事務局からお願いします。

○川合高齢福祉係長

お手元の別冊資料「第5期江別市地域福祉計画（案）」をご覧ください。

こちらは、2月17日の社会福祉審議会で審議された資料となっております。事前に皆様にデータでお送りした資料とほぼ変わりはなく、一部後半の72頁以降、12月から1月に市民の方から募集した計画に関する意見が載っている最新版となっておりますので、本日机上にはそちらを配付しております。

この後の流れといたしましては、後見計画が地域福祉計画に包含されたことや計画期間・体系など概要を改めて報告させていただいた後、第2期江別市成年後見制度利用促進基本計画の報告をさせていただきたいと思っております。

まず、別冊の1頁をご覧ください。こちらには、計画策定の趣旨が載っており、後半に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」について記載があり、最後の段落で第5期から成年後見制度利用促進基本計画を包含した旨が記載されております。

次に3頁をご覧ください。以前お伝えしましたとおり、計画期間は、令和7年度を初年度として、第7次江別市総合計画の終期に合わせた令和15年度までの9年間となっております。

続きまして5頁をご覧ください。こちらには国の方向性を記載しており、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築などが記載されております。

主な国の動きとして、第4期でも記載されておりました促進法の記載がございます。

次に6頁以降は、本市の統計データを記載しております。皆様ご存知のとおり、当市も少子高齢化が進行しており、「人口の推移」では令和6年度現在で3人に1人が高齢者という状況ですが、7頁の令和27年度の将来推計では、2.5人に1人が高齢者となる時代がやってきます。

続きまして、36頁をご覧ください。こちらに地域福祉計画の基本理念が記載されております。

基本理念は「みんなでつくる 支えあいのまち」ということで、誰もが役割を持って、世代や属性を超えて地域に参加していくという地域共生社会の考え方が入っております。

次に40頁をご覧ください。今お伝えした地域共生社会の考え方について、厚労省ホームページから引用したイラストが載っており、多様な人の社会参加を支援していくことが載っております。

38頁にお戻りください。こちらは「計画の体系」について記載されております。

権利擁護については「基本施策8 地域で生活し続けられる取組の推進」の「①権利擁護の

取組の推進」に記載されており、前回協議会でお伝えしたとおりです。

詳細は51頁をご覧ください。第4期の地域福祉計画では、権利擁護体制の整備ということで成年後見支援センターが開設した旨が記載されておりましたが、第5期では、権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、継続的に支援していくために、権利擁護全体の取組を進めていきたいと思いますということで、取組の推進という記載になっております。

続きまして、57頁以降をご覧ください。こちらから、第2期江別市成年後見制度利用促進基本計画が記載されております。地域福祉計画の後半に、当計画が掲載される構成になりました。

前回協議会では「江別市の現状と課題」ということで、課題をあえて別立てで掲載しておりましたが、今回計画全体の文書の流れがスムーズに見えるように、あえて課題という打ち出しをせずに、それぞれの項目に、以前課題として載せていた文書を追加する形となっております。

文章としては、現状があって、そこから見えてきた分析の内容及があり、その上で60頁の「めざす「まち」の姿」へ続いていく構成となっております。

計画内容については、前回協議していただいた内容から変わっておりません。

次に、59頁をご覧ください。こちらに市民アンケート結果を記載しております。前回は、仮の図を入れておりましたが、本体計画と合わせた図を挿入しております。

アンケート結果としては、本人を守る制度が必要という回答が約8割である一方で、成年後見制度を知らない、または詳細までわからないという回答が約7割となっており、成年後見制度を詳しく知っている人は約3割という結果となっております。

それを踏まえて、「成年後見制度の詳細や仕組み、成年後見制度を含む権利擁護支援の相談先が十分に知られていないのが現状です」という文章を記載しました。

ここで市民アンケートについてお話ししたので、地域福祉計画のアンケート結果を掲載した部分をご紹介します。24頁をご覧ください。

こちらに、調査結果の概要が載っております。配付したアンケート用紙3,000通のうち、1,254通を回収し、回収率は41.8%となっております。

この回収率は、令和6年度に市で実施した他のアンケートの回収率も、大体4割前後ということなので、同程度の水準で回収することができたかと思います。

次に35頁について、こちらに「課題3 だれもが地域で生活し続けられる取組の推進」ということで、アンケート結果を踏まえた課題を記載しております。

先程もお伝えしましたが、成年後見制度が十分に知られていないということを踏まえて、引き続き普及啓発を続けて、広く制度を周知し、市民生活に定着させていこうと記載しております。

引き続き54頁をご覧ください。こちらに市民アンケート結果を踏まえた成果指標を記載しております。

「成年後見制度を知っている市民の割合」が、27.4%と記載されており、この数値を2033年までには上げていこうということで、斜め上向きの矢印で表しております。

第5期計画では他の指標も矢印で統一しております。

次に、後見計画に戻っていただいて、59頁「これまでの取組～中核機関の設置～」をご覧ください。

前回協議会において、中核機関を設置してセンターのPRも兼ねるなら、どういう取組をしているかも記載してみてもどうか、と委員の皆様からご提案いただいたところです。

前回協議会后、事務局で検討し、活動内容の概要を記載させていただきました。

見ていただいた方がわかりやすいように、新規相談件数や実施事業をシンプルに記載しております。

相談件数も、細かい数字というより新規件数を毎年どの程度受けているかという記載にしました。

次に、60・61頁について、前回協議させていただいた内容から軽微な文言修正等はありませんでしたが、内容自体に変更はありませんでしたので、本日私からの報告は省略させていただきます。

以上駆け足ではありますが、地域福祉計画に包含された江別市成年後見制度利用促進基本計画と、関連項目を報告させていただきました。

○林会長

ありがとうございます。今の説明について質問等ございましたでしょうか。

○鹿島委員

内容ではなく聞いてみたい質問なのですが、54頁の2033年に向けた目標について、矢印が下がるという項目はありますか。

○四條健康福祉部次長

矢印について、基本目標3の成果を計る主な指標は、基本的にアップですが、例えば48頁を見ていただくと、基本目標2の一番下のボランティア活動に参加しない理由で、活動内容がわからないと答えた方を減らしていこうと。例えば、何か増やしていくという目標が多いですけども、逆の視点といいますか、こういう人を減らしていこうというところで、矢印が下向きになるような形で設定しております。以上です。

○林会長

他にどうでしょうか。質問ではありませんが、市民アンケート調査をしたときに、無職の人が占める割合は28.8%で、主に高齢者だと思います。そうすると、認知度が27.2%であって、それをどう捉えたらいいのかなと。推測ですが、高齢者の方にはかなり浸透していると理解していいのかなと。つまり、当事者である年金生活者などの人たちには浸透していて、他の働いている人たちは、あまり成年後見を知らない方が高いと思いますが、それでも27.2%だから、10万の人口に対して2万7,000人が認知していることはかなり高いと思います。それがアンケートに答える高齢者層が28.8%と多いので、高齢者にある程度浸透しているのかと思いました。

その辺のデータがわからず分析していないので何とも言えませんが、27.2%が必ずしも低いとは言えないのかなと、個人的な感想です。

○四條健康福祉部次長

ご質問ではないのかもしれませんが、状況をお知らせいたします。

市民アンケートの概要についてまとめたもので、各回答がまとまったデータがありますので、クロス集計も必要に応じて行っております。

ただいまお話いただいた27%の内訳、年齢区分ごとに内訳というものがおそらくクロス集計で、今日手元に持ち合わせがございませんけれどもありますので、その傾向が把握できると思います。後程お知らせできればと考えております。以上です。

○林会長

委員の皆さんよろしいでしょうか。その他全体を通して何かございますか。

○森田委員

今回の協議会とは直接は関係ないのですが、これまで私なりに感じたことを少しお話させていただきたいと思います。

昨年、成年後見制度の講演会で、同じ元書記官の方からお話を聴いて、色々参考にさせていただいたところですが、市民後見人のことをボランティアというような言い方をされていました。僕は、市民後見人をボランティアとは思ってはいませんし、裁判所も選任する際は、ボランティアでの選任とは全く思っていないと思うので、その辺は元首席書記官ですが、少しどうかと感じました。

あとは、先日主任書記官とお話をする機会があって、その際に江別で成年後見人等相談会というものを行うことになったとお話をさせていただきました。

裁判所の方としては、中核機関としてやっていただいているということはすごく感謝していて、すごく大切なことだと、お褒めの言葉をいただきました。

あとは、これは皆さんもご存知かと思いますが、4月から後見人の報告書書式が変わります。これはおそらく、これまで報酬の不透明な部分が、裁判所の方で色々言われている部分もあるので、身上保護の部分を、ある程度見直すなどして、なるべく身上保護も重視した報酬に向けてということも含めての改訂かと思います。皆さんにはもう書式は届いているとは聞いているので、その辺も、もし相談等があればよろしくお願ひしたい、と裁判所の方からはお話がありました。

○林会長

どうもありがとうございます。今のお話で何かありますか。

○川合高齢福祉係長

今森田委員から書式のお話がありましたので共有させていただくと、成年後見支援センターでも、今受任中の市民後見人の皆さんに、書式変更について聞き取りを行っており、丁寧にフォローしていくと事前に状況を聞いておりました。今後も受任する市民後見人が増えて、スムーズに活動できるようセンターとも情報共有していこうと思います。

○林会長

どうもありがとうございます。他にございますか。

○菅委員

社会福祉士会でも、3月1日に社会福祉士の後見人に、新しい書式について説明会を開催する予定です。

○林会長

どうもありがとうございます。よろしいですか。それでは最後に事務局から何かありますか。

○星野介護保険課長

次回の協議会の開催について、令和7年6月頃に、令和6年度の実績報告等や、新年度の事業計画などについて協議いただく予定です。よろしくお願ひいたします。

○林会長

それでは、これですべて終わりましたので閉会といたします。
どうもありがとうございました。

以上